

---

## Ⅱ 自主回収・公表等マニュアル

---

### 1 目的

このマニュアルは、自社が製造、加工又は販売した食品が原因で、健康被害が生じたり、生ずる可能性があることが判明した場合、健康被害の拡大を防止するために実施する自主回収又は公表等について定める。

### 2 自主回収すべき場合の判断

自社で自主回収を行うのは、次の場合とする。

#### (1) 成分規格違反等

- ① 成分規格が定められている食品で、違反が判明した場合
- ② 添加物が使用基準を超えて検出された場合
- ③ 使用が認められていない添加物が検出された場合

#### (2) 衛生管理不良

次の状態が、複数以上確認された場合

- ① 食品から、食中毒菌又はウイルスが検出された場合
- ② 異物混入が確認され、健康被害が発生するおそれがあると判断した場合  
(破損した器具、製造機械の部品等)
- ③ 製造工程上の不備が確認され、健康被害が発生するおそれがあると判断した場合  
(殺菌工程不良、充填工程不良、容器包装不良等)

#### (3) 表示違反及び不適正

表示違反等により、健康被害が発生するおそれがある場合

- ① 誤表示(期限、アレルギー等)
- ② 表示漏れ(期限、アレルギー等)

#### (4) その他

- ① 消費者等から受けた苦情の内容が、異味、異臭の発生、異物の混入その他、健康被害が発生する恐れが否定できない場合(原因が究明されていない場合を含む)
- ② 原材料等の自主回収等の連絡があった場合、仕入れ先と調整の上回収
- ③ この他、自社で必要と判断した場合

(5) 自主回収を行わない場合

- ① すでに回収又は返品が終了している場合
- ② すでに、商品の期限が切れており、流通していないと思われる場合
- ③ その他、健康被害の可能性がなく、自主回収の必要性がないと判断される場合

### 3 自主回収を行う場合の手順

自主回収を行う場合は、まず保健所に連絡し相談する。(届出の不要の場合もある。)

(1) 対応手順

- ① 自主回収対象ロットの限定
  - ・原材料の情報，製造日，ライン等の調査結果に基づき，対象ロットを特定。
- ② 販売先の特定
  - ・販売記録等から販売先及び販売量を特定
- ③ 販売先や関係取引先へ速やかに連絡 (別紙6 販売店連絡記載例)
- ④ 回収方法，周知方法の決定
- ⑤ 管轄保健所に届出提出 (別紙4 自主回収着手報告書例)
- ⑥ 自主回収結果をまとめる
- ⑦ 保健所へ報告し，必要に応じて報告書提出 (別紙7 自主回収終了報告書記載例)

(2) 周知方法

消費者等への周知方法は次の例によることとする。

なお、危機管理者は、責任者と協議し、周知方法を決定し、速やかに実施する。

- ① 店頭(売り場) 告知 (別紙8 告知文記載例)
- ② 自社のホームページ掲載
- ③ 新聞掲載
- ④ その他…ポイントカード等の情報や 顧客リスト等による購入者への直接対応等

(3) 店頭告知等の周知期間

当該回収食品の期限，使用方法，保存方法等を考慮し，周知期間を設定する。

通常，消費（賞味）期限から1.2～1.3倍の期間を考慮して設定する。

ただし，次の場合は店頭告知等を終了することができる。

- ① 販売量がすべて回収されたことが確認された場合
- ② すべての購入者への連絡が完了したことが確認できた場合